



一方的な利用規約の変更に従わないといけない？

相談者の気持ち

英会話教室を中途解約したいと思います。入会時の利用規約(規約)では「未受講分の受講料は、解約時の翌月からの分を全額返金」となっていますが、先月「2割相当額を返金」と一方的に変更されていました。このような一方的な規約の変更に従わないといけませんか？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に「知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門」(共著、幻冬舎、2019年)ほか



結論から言えば、変更後の規約に従う必要はありません。

入会時の規約のとおり、解約時の翌月からの分の全額を返金請求することができます。

そもそも入会時の規約は、入会の時点における、英会話教室(事業者)とあなたとの間の契約内容の一部とみることができます。

そして契約は、その内容を当事者の一方が勝手に変更することはできません。勝手に変更できるとすると、そもそも契約する意味がありませんから。

中途解約の場合の返金額の変更、それも利用者側が一方的に不利益になる規約変更は、あなたとの関係でいえば「無効」であり、変更前の規約が適用される、ということになります。「あなたとの関係でいえば」と付記したのは、規約変更後に英会話教室に入会した人の場合は、変更後の規約が有効とされる余地があるからです。

むしろ、実務的に問題になるのは、英会話教室の事業者(返金を求める相手方)が誰なのかがはっきり分からない場合や、経営が苦しくなった相手方事業者がいなくなってしまう場合などです。規約を見れば、誰を相手方の事業者とみるべきか分かると思います。

この点、困った際は、まずは消費生活センター

や弁護士などにご相談ください。

なお、実は規約の一方的な変更が許されるという例外があります。2020(令和2)年に施行された改正民法では、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる場合として、電気、鉄道、保険などに代表される不特定多数の相手に同じ契約条件を提示する「定型約款」についての定めがあり、次のように規定しています(548条の4)。

- 一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき
- 二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定め^{およ}の有無^{およ}及びその内容^{およ}その他の変更^{およ}に係^{およ}る事情に照らして合理的なものであるとき

つまり、約款の変更が利用者にとって不利益となることが無いと考えられる場合です。もちろん、消費者の権利を一方的に害する条項は消費者契約法10条に照らして無効となります。

